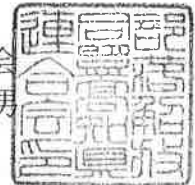


解高発第62007号
2017年7月24日

高知県知事 尾崎 正直 様
高知県教育長職務代理者
教育委員 平田 健一 様

部落解放同盟高知県連合会
委員長 有澤 明男



要 望 書

貴台の部落問題をはじめとする人権問題解決へのご尽力に対し、敬意と感謝を表します。

さて、昨年12月16日に「部落差別の解消の推進に関する法律（以下、「部落差別解消推進法」という。）」が公布・施行されました。この法律は、憲政史上初めて部落差別という用語を用い、「現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている」とし、部落差別の存在を国が公式に認知し、基本的人権を保障する憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであると規定し、国や自治体に差別解消のための責務があると明記しています。そして、国・自治体が連携し、部落差別に関する「相談体制の充実」「教育及び啓発」「実態調査」の実施を求めています。

ご存知のとおり、1965年の「同和対策審議会答申」は、部落問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法で保障された基本的人権にかかわる課題であるとし、これを未解決のまま放置することは許されず、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である。同和行政は日本国憲法に基づいて行われるものであり、過渡的な特殊行政でもなければ、行政外の行政でもない。部落差別が存在する限りこの行政は積極的に推進されなければならないと明記しています。

そして、「部落差別解消推進法」が示すように、部落差別は現存しており、地域の実態や差別の現実を正確に把握し、具体的な取り組み課題を明確にすることが求められています。いうまでもなく、部落問題の解決を目指す同和行政は、部落差別の実態に立脚し、基本的人権の尊重という憲法の理念、「同対審」答申および96年「地対協」意見具申の精神を踏まえ、「人権教育・啓発推進法」「部落差別解消推進法」に基づいて、人権行政の主要な柱として推進されなければなりません。

つきましては、部落差別を撤廃し、人権尊重の社会の実現を求め以下のとおり要望いたしますので、誠意をもってご回答いただきますようお願いいたします。

記

- 1 「部落差別解消推進法」の制定をふまえ、首長ならびに教育長としての基本認識と見解を明らかにしていただきたい。
- 2 「部落差別解消推進法」における相談体制の充実、教育及び啓発の推進、部落差別に係る実態調査などについて、国に対し積極的に取り組むように働きかけるとともに、具体的な施策を講ずるよう要望されたい。
- 3 「部落差別解消推進法」の制定をふまえ、「部落差別解消推進法」の周知徹底について積極的な取り組みをされたい。
- 4 高知県人権尊重の社会づくり条例、高知県人権施策基本方針の積極的な具体化とともに、高知県人権尊重の社会づくり協議会の委員に被差別当事者を位置づけられたい。
- 5 「部落差別解消推進法」の制定をふまえ、自治体職員及び教職員への研修の取り組みを積極的にすすめられたい。
- 6 相談体制の充実にむけて、人権関係部局の充実など積極的な取り組みをすすめられたい。
- 7 学校教育における部落問題学習、同和教育の現状把握とともに、今後の取り組みにあたっての基本的見解を明らかにされたい。
- 8 「部落差別解消推進法」における部落差別に係る実態調査に関して、国の協力を含めて積極的に取り組まれたい。また、実態調査に係る内容や手法についても研究、検討されたい。
- 9 インターネット上の部落差別情報の掲載に対して、その現状把握と対応策の検討をすすめられたい。また、「プロバイダ責任制限法」の改正を積極的に国に働きかけられたい。

以上